

小牧市都市景観基本計画の概要について

◆計画策定の背景

景観は、地域固有の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等が調和してつくりだされる、総合的なもの（景観法（平成 16 年 6 月施行）第 2 条）とされています。まちづくりを進める上で、機能性や合理性、物質的な豊かさの重視から、安全性や快適性、そして、ゆとりややすらぎといった心の豊かさ、地域固有の文化の尊重が求められるようになっており、こうしたことから、都市景観の果たす役割が重要になってきています。

本市では、都市景観形成に関する基本的な目標と方向を明らかにするとともに、市民・事業者と市が、より良い都市景観形成に向けて、それぞれの立場から取り組むことができる指針を示すものとして、平成 13 年 4 月に「小牧市都市景観条例」を施行するとともに、都市景観基本計画を策定（平成 27 年 3 月改定）し、本市の都市景観形成に関する基本的な目標と方向を明らかにしています。また、この基本計画に基づき、（都）小牧駅前線延伸道路沿いを都市景観形成重点区域（「やすらぎみち」）として指定するなど各種の取り組みを進めています。

◆都市景観に関わる主な課題

【重点的に取り組むべき区域や事物】

- ・小牧駅から小牧山を含む中心市街地（資源の活用・個性や賑わいの創出）
- ・主要道路交差点周辺（玄関口にふさわしい景観の創出・阻害要素の改善）
- ・東部丘陵（緑のエッジの保全・阻害要素の改善）
- ・河川軸（水と緑のエッジ、パスの保全、活用、創造・阻害要素の改善）
- ・歴史・文化財資源（景観の背景となる文化資源の活用）
- ・田県神社前駅周辺（玄関口にふさわしい景観の創出）

【身近な景観の形成についての課題】

- ・身近な生活景観における良好な資源の保全と活用、阻害要素や不足要素の改善
- ・市全体の景観の質の向上

【取り組み体制面での課題】

- ・多様な主体の参画を促すための、行政から市民等への具体的な働きかけ
- ・ルールづくりに関する市民等の合意形成
- ・身近な景観資源の顕在化（みえる化）
- ・景観形成に関するさまざまな情報の共有

小牧市の景観構造図



◆景観形成の基本理念

人と緑 かがやく創造のまち

- ・小牧のシンボルである小牧山の景観を守り、活かす
- ・過去より受け継ぎ、未来へ継承すべき小牧の緑・歴史の景観を守り、活かす

- ・生き生きとした都市の顔となる景観をつくる
- ・親しみや緑豊かでやすらぎを感じる景観を守り、育てる

◆都市景観基本計画の体系

